

○市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則

平成17年6月30日

規則第29号

改正 平成24年3月28日規則第9号

令和元年8月28日規則第27号

令和3年3月30日規則第11号

市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則をここに公布する。

市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年東海市条例第15号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 条例第2条第7号に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体の応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 当該団体の事務所等が愛知県内にあること。
- (2) 当該団体が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しないこと。
- (3) 当該団体が市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しないものに該当しないこと。
- (4) 当該団体が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により一般競争入札等への参加の制限を受けていないこと。
- (5) 当該団体が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 当該団体又は当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有するものに該当しないこと。

- (7) その他当該団体に関し市長が必要と認める応募の資格
(申請書の様式等)

第3条 条例第3条の申請書は、別記様式のとおりとする。

2 条例第3条第2号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
(2) 法人にあっては、その登記事項証明書
(3) 指定を受けようとする公の施設の管理の業務の収支予算書
(4) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知等)

第4条 市長は、条例第4条又は第5条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、速やかにその結果を申請者に通知するとともに、その概要を市の広報への掲載等の方法により公表するものとする。

(指定の通知)

第5条 市長は、条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(協定事項)

第6条 条例第8条第2項の市長が協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理の業務に関する事項
(2) 市が負担すべき管理の費用に関する事項
(3) 管理の業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
(4) 利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、利用料金に関する事項
(5) 事業報告及び業務報告に関する事項
(6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
(7) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の記載事項)

第7条 条例第9条の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理の業務の実施状況
(2) 利用者の利用状況
(3) 利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、その収入

の実績

- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 個人情報の取扱状況
- (6) 管理の目標の達成状況
- (7) その他市長が必要と認める事項

(事故の報告)

第8条 指定管理者は、その管理する施設又は当該施設の利用者に事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その内容を市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるものほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 東海市長

(申請者)

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

電 話

東海市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

1 指定管理者の指定を受けたい施設

2 事業計画書等

別添のとおり

別記様式（第3条関係）